

広島県訓令第七号

本 庁
地 方 機 関
労働委員会事務局

職員管理審議規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員管理審議規程を廃止する訓令

職員管理審議規程（昭和二十九年広島県訓令第五号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。